

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鉾田市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	銚田市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、銚田市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、銚田市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、銚田市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を茨城県と共同して構築している。 銚田市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー 4. コンビニ交付システム 5. 申請管理システム 6. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）
--------	---

	・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	銚田市総務部総務課 茨城県銚田市銚田1444番地1 0291-33-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	銚田市総務部市民課 茨城県銚田市銚田1444番地1 0291-33-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、特定個人情報の収集にあたっては本人からの収集を原則とし、住民基本台帳ネットワークでの照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を徹底している。また、システムへの登録等にあたっては、届出内容の入力作業から決裁まで複数人による確認を徹底している。 また、情報セキュリティポリシーの周知を職員に行い、情報漏洩等の防止のため、端末機や記録媒体の持ち出しについて制限を設けている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	銚田市情報セキュリティ基本方針、銚田市が保有する特定個人情報の適正な取扱いに関する訓令に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、アクセス権限を付与する職員も必要最小限とするなど、システムに応じてアクセス制限を用いている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第27条, 28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第41条, 第43条, 第45条, 第47条, 第48条, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条 【情報照会の根拠】 なし	事後	
平成29年8月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, 在留カード等発行システム	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, 在留カード等発行システム, コンビニ交付システム	事後	
平成30年6月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 齋藤 嘉久	市民課長 櫻井 正和	事後	
平成31年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, 在留カード等発行システム, コンビニ交付システム	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, コンビニ交付システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第27条, 28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第41条, 第43条, 第45条, 第47条, 第48条, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条 【情報照会の根拠】 なし	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第27条, 28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第41条, 第43条, 第45条, 第47条, 第48条, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条 【情報照会の根拠】 なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
令和3年3月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部市民課	総務部市民課	事後	
令和3年3月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鉾田市市民部市民課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 0291-33-2111	鉾田市総務部市民課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 0291-33-2111	事後	
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月19日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第27条, 28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第41条, 第43条, 第45条, 第47条, 第48条, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条 【情報照会の根拠】 なし	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第27条, 28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第41条, 第43条, 第45条, 第47条, 第48条, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条 【情報照会の根拠】 なし	事後	
令和5年2月6日	③システムの名称	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, コンビニ交付システム	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, コンビニ交付システム, 申請管理システム	事後	法令改正に伴う変更
令和5年2月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 74. 77. 80. 84. 85の2. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 119の項)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 74. 77. 80. 84. 85の2. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 101. 102. 103. 105. 106. 107. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 120の項)	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第27条, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第38条, 第41条, 第43条, 第45条, 第47条, 第48条, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第38条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条の3, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条, 第49条の2, 第53条, 第54条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3, 第60条	事後	法令改正に伴う変更
令和5年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月6日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年12月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, コンビニ交付システム, 申請管理システム	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, コンビニ交付システム, 申請管理システム, サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年1月31日	2. 特定個人ファイル名	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, コンビニ交付システム, 申請管理システム	1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行っている。 ・住民記録の業務は、窓口における住民異動届の受付審査、異動内容の記録、附票通知(19条1, 3, 4項通知)の処理、法務省通知に分けられており、住民異動届の内容により記録された内容により住民票、転出証明書等作成し交付と住民票及び戸籍の附票管理を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の生成依頼及び本人確認情報を通知している。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先情報を送付する。 ・中間サーバーへの住民票に関する情報を送付する。	銚田市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、銚田市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、銚田市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、銚田市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 銚田市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	記載事項の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 28条, 第31条, 第31条の2の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条の3, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条, 第49条の2, 第53条, 第54条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3 【情報照会の根拠】 なし	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 164, 165, 166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月6日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、特定個人情報の収集にあたっては本人からの収集を原則とし、住民基本台帳ネットワークでの照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を徹底している。また、システムへの登録等にあたっては、届出内容の入力作業から決裁まで複数人による確認を徹底している。 また、情報セキュリティポリシーの周知を職員に行い、情報漏洩等の防止のため、端末機や記録媒体の持ち出しについて制限を設けている。	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		[十分である]	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		銚田市情報セキュリティ基本方針、銚田市が保有する特定個人情報の適正な取扱いに関する訓令に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、アクセス権限を付与する職員も必要最小限とするなど、システムに応じてアクセス制限を用いている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	